



下請業者の行為について 元請業者の責任

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質 問

当社は土木工事を請け負い、A社に同工事の下請けをさせていました。同工事の現場で、A社の従業員が作業中に重機の操作を誤り通行人を負傷させる事故が発生しました。当社は元請業者として負傷した通行人に対し何らかの責任を負うのでしょうか。

1 使用者責任

民法715条1項は「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定し、不法行為を行った者との間に使用関係がある者は、被害者に対し損害賠償責任を負うことを定めています。

使用者がこのような使用者責任を負うのは、使用者は被用者の活動によって事業範囲を拡大して利益を上げているため、利益の存するところに損失も帰せしめるという考え方（報償責任）を根拠としており、この考え方から、民法715条1項の「他人を使用する者」と言えるためには、被用者に対して実質的に指揮監督する関係があることが必要とされています。

請負契約において、請負人は注文者に対して独立した地位をもち、自己の裁量により活動するの

が通常であるため、注文者は請負人の行為につき使用者責任を負うものではなく、下請業者に対し注文者の立場にある元請業者は下請業者の行為につき責任を負うことはないのが原則です。

しかし、元請業者と下請業者の場合、請負といっても下請業者が元請業者の指示に従って仕事を完成させるような場合もあり、元請業者が下請業者に対し実質的に指揮監督する関係にある場合には、下請業者の不法行為について元請業者に使用者責任が認められることとなります（最高裁昭和37年12月14日判決、最高裁昭和45年2月12日判決）。

この場合、元請業者と下請業者との間に実質的な指揮監督関係があるか否かについて、元請業者が下請業者の作業現場に事務所を設けているか、作業現場に指揮監督を行う監督を派遣しているか等の事情を総合的に考慮して判断されます。

2 注文者の責任

民法716条は「注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。」と規定しています。

その趣旨は、請負人は注文者に対し独立の地位を有することから、民法715条の被用者に原則として当たらないことを注意的に規定したうえで、注文者が注文又は指図をしたことと損害発生との間に因果関係があれば、注文者は不法行為の一般原則にしたがって賠償責任を負うことを規定したものと解されています。

どのような場合に注文者に注文又は指図に過失が認められるかについては、個別の事例ごとに判断せざるを得ませんが、注文した仕事が他人を加害する蓋然性が顕著なときは、注文そのものに過失があることになり、進行中の仕事の状況が他人を加害するおそれのあることが明瞭なものにもかかわらず、そのまま進行させ、何らその予防措置をとることを指示しないとときには、指図に過失があることになると解されています。

最高裁昭和43年12月24日判決は、「請負人の過失により建築中の建物が倒壊し、隣家の居住者に損害を与えた場合において、注文者が、土木出張所から建物の補強仕事を完備するよう強く勧告を受けたにもかかわらず、請負人にその仕事をさせることなく、所定の中間検査も受けないうままに瓦葺工事に取りかからせたため、瓦の重みで右建物が倒壊するに至つたなどの事情があるときは、右注文者に注文又は指図について過失があつたもの」と判示しています。

最高裁昭和54年2月20日判決は、注文者が請負人に対し、アパートの建築工事を請け負わせたところ、請負人の人夫が隣接する第三者所有の建物の屋根に上って建築資材等を運搬した際、屋根瓦を破壊したという事案において、建築工事の注文

者としては、建築工事等についての専門的知識がなくても、工事が施行されれば第三者所有の建物に被害を及ぼすことを容易に予測し得たとして、第三者所有の建物に被害を及ぼさないような措置を講ずるよう請負人に命ずべき注意義務があり、また、もし請負人がそのような措置を講じないで工事を施行する場合には直ちに工事を中止させるなどの注意義務があり、この注意義務を尽くさず請負人が工事を施行するのを黙過した注文者は、注文又は指図について過失があつたものと判示しています。

元請業者と下請業者との関係に関しては、瞬間ガス湯沸器の熱湯噴出事故による損害について、配管の施工工事に当たった下請業者甲と瞬間湯沸器の販売、取り付けに当たった元請業者乙の不法行為責任が問われた事案において、事故の発生原因は甲の部材の選択の誤りによるものと認定した上で、甲と乙が永年提携して工事を行っていたことから、乙は甲に対し工事を施工させるに当たり、特に注意を与えなければ甲が従前と同様の部材を選択して施工することを予測できたことを理由に、乙の指図に過失があつたとして、乙に民法716条但書に基づく責任を認めた裁判例があります（大阪高裁昭和53年5月18日判決）。

3 本件の場合

元請業者である当社と下請業者であるA社は注文者と請負人の関係にあり、当社はA社の行為につき責任を負わないのが原則です。

もっとも、当社がA社に対し実質的に指揮監督する関係にあつた場合、当社は民法715条1項による責任を負うこととなります。

当社がA社に対し実質的に指揮監督する関係がなく、A社が独立した地位にある場合でも、当社にA社に対する注文又は指図に過失があるときには、民法716条但書による責任を負うこととなります。